

事務連絡  
平成19年2月28日



都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
企画法令係

70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化についての  
Q&Aの送付について

70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化については、平成18年12月20日付け保発第1220003号及び平成19年2月28日付け保発第0228004号厚生労働省保険局長通知によりよって通知されたところですが、その内容につき別添のとおりQ&Aを取りまとめましたので、貴管内保険者等への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

70歳未満の者の入院に係る高額療養費の現物給付化にするQ & A

【窓口における負担額等】

1-1 限度額適用認定証を医療機関で提示しなかった場合、自己負担を上位所得世帯の限度額までとして現物給付化する取扱いが可能か。

(答)

保険料の滞納のある世帯主の世帯に属する被保険者等に対しては、限度額適用認定証が交付されないことがあるため、限度額適用認定証の提示がない場合は認定を受けられなかった被保険者である場合があり、問のような取扱いを行うことはできない。

【多数該当】

2-1 継続して入院し、過去1年間に高額療養費が支給されている月数が3月以上あり、医療機関が多数回該当の限度額を適用することが可能と判断したときは適用してよいか。

(答)

お見込みのとおり。

2-2 多数該当のカウントについて、平成19年3月以前についてもカウントするのか。

(答)

お見込みのとおり。

【適用区分の変更等】

3-1 所得更正により適用区分の変更が生じた場合は、どのように扱うか。

(答)

所得更正により適用区分の変更が生じた場合は、高額療養費は遡及して調整することになるが、限度額適用認定証については、所得更正のあった月の翌月初日から所得更正後の新たな適用区分を適用するものとする。

3-2 適用区分の変更により証の回収が必要になったが、被保険者が回収に応じないような場合は、新たな証を被保険者に送付して、医療機関に適用区分が変更となった旨を通知することで対応することは可能か。

(答)

被保険者に対して回収を求めるものとする。変更されたにもかかわらず、変更前の限度額適用認定証を用いたため、高額療養費で支給されるべき額と差額が生じ、被保険者に不当・不正利得が発生した場合は、保険者は、被保険者に対し不当・不正利得返還請求を行うものとする。

【証の交付等】

4-1 平成19年7月末を有効期限とした、標準負担額減額認定証を交付している場合、平成19年4月から平成19年7月までの間、当該認定証を限度額適用認定証とみなすことは可能か。

(答)

限度額適用認定は、被保険者の属する世帯に保険料の滞納があるときは交付されないことがあるので、既交付の標準負担額減額認定証を限度額適用認定証とみなすことはできない。

4-2 平成19年4月から7月における交付については、限度額適用認定証の有効期限を平成20年7月末までとすることは可能か。

(答)

有効期限については、「70歳未満の者の入院等に係る高額療養費の現物給付化に係る事務処理に関する留意事項について（平成19年2月28日保国発第0228001号）」のI3(3)で基準を示しているところであるが、保険者の実情に応じて平成20年7月末までとすることは差し支えない。

4-3 滞納等の理由により、限度額適用認定証の有効期限を短くすることはできるか。

(答)

有効期限については法令上規定していないので、保険者の実情に応じて定めることはできるが、原則として一律に設定されるべきものとする。滞納のある場合は、限度額適用認定証を交付しないことや、短期の被保険者証の交付により納付機会の確保を図られたい。

4-4 平成19年4月から施行となるが、平成19年4月以前に申請受付及び交付を行って良いか。(証の発効期日は平成19年4月1日とする。)

(答)

お見込みのとおり。

4-5 限度額適用認定証の交付を受けている者が70歳に達した場合はどうするか。

(答)

交付している限度額適用認定証を回収し、低所得者には限度額適用・標準負担額認定証を交付すること。なお、限度額適用認定証の有効期限を70歳に達する日の属する月までとすることは、差し支えない。

【その他】

5-1 保険料の滞納が生じたため被保険者に限度額適用認定証の返還を求めたが、被保険者が返還に応じず、限度額適用認定証を医療機関に提示し、高額療養費の現物給付を受けた場合の取扱い如何。

(答)

限度額適用認定証が返還されるまでは現物給付化が行われることとなる。

5-2 被保険者の属する世帯の世帯主が保険料を滞納している場合、被保険者が病気にかかった場合は、特別の事情に該当するものとして、限度額適用認定証を交付するのか。

(答)

改正後の国民健康保険法規則第27条の14の2第2項により、保険料の滞納がある場合についても、国民健康保険法施行令(以下「令」という。)第1条の3に定める特別の事情があると認められる場合は、限度額適用認定を行うものとするところとあるが、特別の事情とは、令第1条の3各号に定める事由により保険料を納付することができないと認められる事情であり、被保険者が病気にかかった場合がすべて特別の事情に該当するとされるものではない。